

令和4年7月25日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社りそな銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	福岡県福岡市中央区天神1丁目12番1号	令和4年7月11日
東京営業部	東京都文京区後楽2丁目5番1号	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー18階	令和4年11月14日
東京中央支店	東京都中央区日本橋3丁目6番2号	東京都中央区八重洲2丁目1番1号 YANMAR TOKYO 4階	令和4年12月19日

（2）変更の理由

店舗の移転のため